

## ■ 食品中の放射性物質への対応（1）

### ■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（23年3月17日～24年3月31日）  
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（24年4月1日～）

### ■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)  
検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 136,975件、うち暫定規制値超過 1,204件  
24年4月 1日～24年4月23日 9,002件、うち基準値超過 223件

### ■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

### ■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）

### ■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下

## ■ 食品中の放射性物質への対応（2）

### <出荷制限の対象となっている食品（4月23日時点）>

県名	出荷制限品目
福島県	（一部地域）原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類（野生のものに限る。）、たけのこ、 <u>わさび（畑において栽培されたものに限る。）</u> 、くさそてつ（こごみ）、 <u>ふきのとう（野生のものに限る。）</u> 、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、 <u>米（平成23・24年産）</u> 、 <u>ヤマメ（養殖を除く。）</u> 、ウグイ、アユ（養殖を除く。）、 <u>イワナ</u> 、イノシシ肉、クマ肉等 （全域）イカナゴの稚魚、牛肉 注1）
茨城県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）</u> 、 <u>タケノコ</u> 、茶、 <u>シロメバル</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ニベ</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>アメリカナマス（養殖を除く。）</u> 、 <u>ギンブナ（養殖を除く。）</u> （全域）イノシシ肉 注1）
栃木県	（一部地域）茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）</u> （全域）牛肉 注1）、イノシシ肉 注1）、シカ肉
千葉県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）</u> 、 <u>タケノコ</u> 、茶
神奈川県	（一部地域）茶
群馬県	（一部地域）茶
宮城県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ヤマメ（養殖を除く。）</u> 、 <u>ウグイ</u> （全域）牛肉 注1）
岩手県	（全域）牛肉 注1）

注1) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2) 太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。



# ■食品の放射性セシウムに関する検査計画（1）

## I. 新基準値を踏まえた新たな検査の計画（原子力災害対策本部において3月に策定）

- 対象自治体（17都県）  
過去の出荷制限の指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
  - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
  - ・飼養管理の影響を大きく受ける乳及び牛肉
  - ・水産物
  - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度  
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



各都道府県等において、具体的な検査計画を策定し、検査の実施

	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50Bq/kgの市町村	主要産地の市町村	その他の市町村	>50Bq/kgの市町村	主要産地の市町村	その他の市町村
>100Bq/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50~100Bq/kg	3検体以上	1検体以上	—	3検体以上※	1検体以上※	—
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1~2週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			岩手県は農家毎に3か月に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

（※）表中の都県のうち50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した都県を検査対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

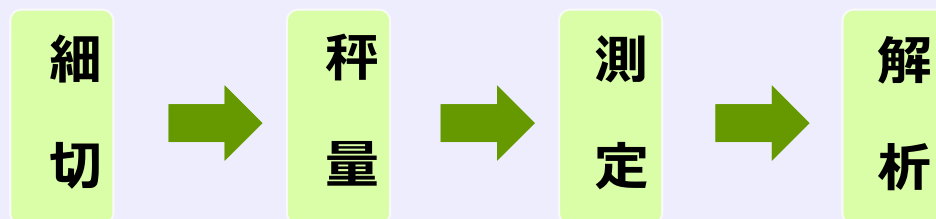


# ■食品の放射性セシウムに関する検査計画（2）

## II. 検査の実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法（最終改正：平成24年3月）  
← 平成23年7月より、短時間で多数の検査を実施するため導入

### <測定の流れ>



## ■食品の放射性セシウムに関する検査計画（3）

### IV.結果の公表

各自治体等で実施された検査結果について、

- 厚生労働省で取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況をホームページで公表

